

# カワウの捕獲に対する支援等について

令和6年11月12日  
県民生活環境部  
農林水産部

## 1 カワウ捕獲に対する支援制度

### (1) 内水面水産資源被害対策事業

(所管省庁：水産庁栽培養殖課)

- ・ 目的：内水面漁業者等が行うカワウの駆除活動等を支援
- ・ 事業内容：①被害状況調査経費（補助率 定額）  
②繁殖抑制・駆除経費（1羽あたり4,000円 補助率 定額）  
③追い払い経費の助成 等（補助率：1/2以内）
- ・ 事業主体：茨城県内水面漁業協同組合連合会

### (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金

(所管省庁：農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課)

- ・ 目的：市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく対策を支援
- ・ 事業内容：
  - ①鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）
    - (1) 事業内容：捕獲活動経費の助成 等
    - (2) 事業主体：市町村協議会 補助率：1/2 等
  - ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
    - (1) 事業内容：有害捕獲に係る頭数に応じた捕獲活動経費等の助成
    - (2) 事業主体：市町村協議会等 補助率：定額（鳥類：1羽当たり：200円）

## 2 茨城県カワウ対策協議会

- ・ 目的：県内におけるカワウ被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理等に関して関係者の合意形成を図る。
- ・ 事業内容：①県内におけるカワウによる被害防除対策  
②カワウの県内生息環境調査  
③その他必要と認める事業
- ・ 構 成 員：茨城県内水面漁業協同組合連合会  
日本釣振興会茨城県支部  
日本野鳥の会茨城県  
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所  
市町村（太子町、常陸大宮市、茨城町、ひたちなか市）  
県（環境政策課、農村計画課、水産振興課、水産試験場内水面支場、河川課）